

水洗化工事の助成金・融資制度

排水設備工事の助成金・融資を受けることができます。

① 助成金について

◆水洗便所改造助成金

早期の水洗化を奨励するための助成金です。

助成の対象	単位	助成金額	
		30,000円	20,000円
くみ取り便所改造	便槽1槽につき	処理開始日から1年以内の改造工事	処理開始日から1年を超えて3年以内の改造工事
し尿浄化槽便所改造	浄化槽1槽につき	※私道公共下水道設置制度を利用した場合で、処理開始日以降に私道公共工事が完了したときは、その完了日を処理開始日として助成します。	

●助成金の手続きについて

- ①工事を申し込む時に、指定工事店が助成対象かどうか調べます。
- ②助成対象ならば、指定工事店が皆さんに代わって市へ助成金申請書を提出します。
- ③工事が完了して検査合格後、皆さんの銀行口座へ振り込まれます。
- ④処理開始日前に使用許可を受けた改造工事の場合も対象になります。

◆排水設備工事配管延長助成金

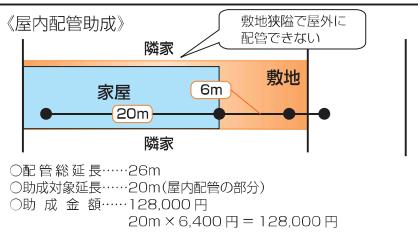
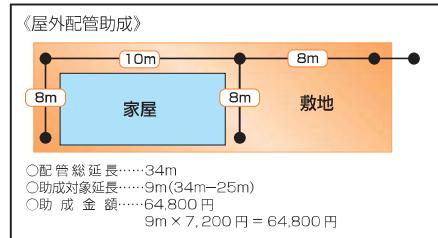
敷地が広く配管が長くなる場合や、敷地が狭く屋内に配管をせざるを得ない場合など、工事費の一部を助成します。

種別	助成内容
屋外配管助成	公共ますから上流に新設する配管延長が25mを超える部分について、1m当たり7,200円を助成します。※上限30m
屋内配管助成	敷地狭隘などで、屋外に配管できない場合、新設する屋内配管部分について、1m当たり6,400円を助成します。※上限30m

●助成内容

- ①屋外配管延長助成は、公共ますから上流の新設配管延長が25mを超える部分に助成します。
- ②屋内配管延長助成は、屋外との境界から屋内に配管する部分に助成します。
- ③助成対象は、処理開始日から3年以内の改造工事です。

●助成例



◆排水設備工事(私道等共同管)助成金

皆さんが協力して設置する排水設備のうち、共同で利用する部分の工事費の一部を助成します。次ページの私道公共下水道設置制度に該当しなかった場合等にご利用ください。



●助成内容

- ①2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置する場合(補修も含む)、共同で利用する部分の工事費(市税が別に定める助成基準工事費)の4/5を助成します。
- ②賃貸等については、3戸以上で利用する排水設備を設置する場合(建替・補修は除く)、処理開始日から1年内に工事を完了できる場合には3/4を助成し、それ以後は2/3を助成します(市税、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納していないことが条件です)。
- ③法人の所有する建物は助成対象外ですが、戸数には含めることができます。
- ④工事に関する手続きは、宅地内の排水設備と同じ扱いになりますので指定工事店に相談してください。

② 融資について

◆排水設備設置資金融資制度

排水設備にかかる工事費を無利子で貸し出します。

(※注)金融機関の貸付規定に基づき、直接金融機関と契約していただくことになります。
事前に審査が必要ですので、借り入れを希望する金融機関へご相談ください。

融資の対象	単位	金額	利率	償還方法
くみ取り便所改造	大便器1個につき	100万円以内	※改修する大便器1個増す毎に20万円以内増	無利子
し尿浄化槽改造	浄化槽1槽につき		※改修する浄化槽1槽増す毎に20万円以内増	60ヵ月以内で元金均等

●融資の手続きについて

- ①工事を申し込むときに、指定工事店に融資を受けたい旨をお伝えください。
- ②工事が完了して検査合格後、皆さんのお宅に融資の手続きに必要な「竣工検査合格証」と「借入申込書」を郵送しますので、その書類を持って取扱金融機関へ行き、融資契約をしてください(※注)。
- ③処理開始日前に使用許可を受けた工事の場合も利用できます。

取扱金融機関(新潟市内の各本店・支店)
・第四北越銀行
・新潟信用金庫
・労働金庫
・大光銀行
・協栄信用組合
・きらやか銀行
・興栄信用組合
・加茂信用金庫
・はたき信用組合
・三条信用金庫
・新潟縣信用組合
・新発田信用金庫
・春信用組合

③ 助成金・融資を受けるには

助成金・融資を受けるには、市税、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納していないことが条件です。新築および法人は対象外です。

※水洗化工事と同時にトイレを改造する場合で、高齢者および障がい者向け住宅リフォーム助成制度を利用する場合は、事前にお住まいの区役所健康福祉課へご相談ください。

◆私道公共下水道設置制度

私道でも市が公共下水道を設置する制度があります。

私道でも下記申請条件がすべて満たされている場合に、市が公共下水道を設置する制度です。詳しくは下水道事務所へご相談ください。

●申請条件

- ①私道が処理開始区域にあること(処理開始予定区域も含む)。
- ②建築基準法で建築が可能な敷地内に係る道路で、原則として幅員が1.8m以上あること。
- ③所有者の異なる利用家屋が原則として2戸以上あること。ただし、所有者が官公庁、及び法人のみの場合は対象となりません。
- ④原則として私道に面する全員が下水道の整備を希望すること。
- ⑤私道所有者全員の下水道管埋設の承諾があること。
- ⑥私道への工事完了後、すみやかに排水設備(トイレ、台所、浴室などからの汚水を流し込む施設)を設置し、下水道への接続工事を行うこと。

